大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

山口市(以下 「本市」という。)で実施している放課後児童健全育成事業は、小学校の放課後や長期休業期間中に、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としており、常に保育の質の向上と運営の安定化を図らなければならないものである。

本要領は、本市が実施する大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託事業者をプロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1)業務名称

大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託

(2)業務内容

別添「大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

- (3)委託期間
 - ①準備期間 契約締結の日(令和8年2月予定)から令和8年3月31日まで ②委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4)提案上限額(別紙1参照)総額112、386、000円以内とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれも満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有していること。

- (1)市内に事務所、事業所等を有している、又は令和8年3月31日までに山口市内に事務所、事業所等を設置する予定があること。(設置地域の地縁団体等で構成される団体を除く。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (3)児童福祉法に定める事業(以下、「事業等」という。)を運営している者(※)で、 次の各号に該当しないこと
 - ※ ただし、共同企業体の場合は構成員のいずれかが事業等を運営している者であること
 - ① その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定を取り消され、その取り消された日から5年を経過していない者
 - ② その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定の効力を全部または一部停止され、その満了の日の翌日から2年を経過していない者
 - ③ その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から法令に基づき、 適切な措置をとるべき勧告を受け、なおこれに従わず措置命令を受け、その措置 命令の日から2年を経過していない者
- (4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと

- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和7年10月6日)から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6)納税の義務のある税を滞納していない者であること。
- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (9) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者。

4 選定スケジュール(予定)

実施要領等の公表 令和7年 9月19日(金)

質問の受付期間 令和7年 9月19日(金)~ 9月26日(金)

質問に対する回答期限 令和7年10月 2日(木)

参加意向申出書兼参加に関する 令和7年 9月19日(金)~10月 6日(月)

誓約書提出期間

※契約については、令和8年2月以降を予定。

5 プロポーザル参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出

(1)提出書類

- ・参加意向申出書兼参加に関する誓約書(様式第1号) 1部
- ・市税に滞納がないことの証明 1部
 - ※市内に事業所を有していない場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の滞納のない証明書を添付。
- ・法人登記簿謄本(法人格のない地縁団体の場合は役員名簿) 1部
- ・定款の写し(法人格のない地縁団体の場合は規約等) 1部
- ・(共同企業体の場合) 共同企業体概要書(様式第2号)
- ・(共同企業体の場合)「大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託」に係る共

同企業体協定書の副本 (様式第3号)

- ・(共同企業体の場合)委任状(様式第3-1号)
- ・(共同企業体の場合) 共同企業体連絡先一覧(様式第4号)(任意様式可)
- ・(共同企業体の場合) 共同企業体における組織体制及び業務分担等を示す書類 (任意様式)
- (2)提出方法:持参又は郵送(提出期限内必着)
- (3)提出期限:令和7年10月6日(月)午後5時まで 持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。
- (4) 提 出 先:山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当 〒753-8650 山口市亀山町2番1号(2階)

6 質問及びそれに対する回答

- (1) 質問の提出方法(電子メールのみ受付)
 - ア 提出書類:質問書(様式第5号)
 - イ 提出方法:質問書を電子メールで送信(受信確認を行ってください。)
 - ウ 受付期限:令和7年9月26日(金)午後5時まで(必着)
 - エ 提出先:山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当

kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和7年10月2日 (木) までに本市の公式ウェブサイトで公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

7 企画提案書等の提出要請

- (1)参加意向申出書提出者について、本実施要領3に規定する参加資格を確認し、その結果を令和7年10月7日(火)までに参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出者に電子メールにて通知する。
- (2) 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書 等の提出の要請を行う。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書提出届(様式第6号及び任意様式)

企画提案書について、様式第6号に提案内容を記載した任意様式を添付して提出すること。提案内容は、仕様書及び別表「大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託 企画提案書評価基準」を踏まえ、別表評価基準の項目に沿って作成すること。なお、企画提案書は、原則としてA4版で作成し、常識的なページ数(20~30ページ程度)とすること。

イ 直近3事業年度の財務諸表(法人格のない地縁団体で財務諸表を作成していな

い場合は、団体の決算書及び会計監査報告の写し)

ウ 見積書(様式第7号)

運営開始時に必要な家具・家電類(テレビ、机、事務用デスク等)は市で調達 するため、見積もりに含めないこと。

エ 見積書の積算内訳(任意様式) 各年度の内訳及び項目ごとの内訳が分かるよう作成すること。

(2) 書類作成上の留意事項

ア A4判、両面印刷を原則とする。ただし、資料の都合上、部分的にA3判を利用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

- イ 内容は、正確かつ簡潔にまとめるよう注意すること。
- ウ 提出書類は、上記(1)のア〜エの順番に並べてA4判のフラットファイルに 綴じ、インデックスを貼り提出すること。
- (3)提出方法:持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山口市放課後児童クラブ 大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託」と朱書きの上、 到着の確認をすること。)
- (4)提出期限:令和7年10月20日(月)午後5時まで 持参による場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く。
- (5)提出先:山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当 〒753-8650 山口市亀山町2番1号(2階)
- (6)提出部数:正本1部、副本8部
- (7) その他

参加意向申出書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、 参加を辞退したものとみなす。

9 受託候補者の選定

- (1) プレゼンテーション【評価】
 - ア 実施日時:令和7年10月 下旬 予定

※実施日は確定次第市公式ウェブサイトで公表する。時間については、別途応募者に通知する。

- イ 実施場所:別途応募者に通知する。
- ウ 実施時間:35分以内(提案説明20分以内、質疑応答15分以内)
- 工 出席者:3名以内
- オ 準 備 物:プレゼンテーションでプロジェクター等を使用する場合は、パソコン及び接続ケーブルは提案者で準備すること(プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。)。また、プロジェクター等を使用する旨を事前に山口市こども未来課に連絡すること。

力 選定方法

・ 市が設置する評価委員会において、委託料上限額の範囲内で、各委員が別表「大 殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託 企画提案書評価基準」に沿って採点 した評価点をもとに、必要最低限の選定基準(総計得点が総配点合計の6割以上) を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い提案者(複数ある場合は、 そのうち各委員の採点の合計点が最も高い提案者。合計点に差がない場合は、提 案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した提案者)を、受託候補者 として選定する。

- ・ 評価委員会による評価結果について、市が設置する審査委員会の審査を経て、最 終的に受託候補者を特定する。
- ・ 審査結果通知は、プレゼンテーションを行った全事業者に書面及び電子メールで 行う。また、審査結果については、市公式ウェブサイトでも公表を行う。結果通知 の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

キ その他

- ① プレゼンテーションは、原則として企画提案書の受付順に行う。
- ② プレゼンテーションは、企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ③ 事業者による会場内での録音・録画は認めない。

10 契約の締結

9で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合 又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順 次交渉するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が上限を超える場合
- (6) プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合(ただし、やむを得ないと認められる場合を除く。)
- (7) その他審査委員会において不適当と認められた場合

12 その他留意事項

(1) 本募集は、令和7年12月定例会に提出する補正予算成立後、令和8年度に速やかに事業を開始できるようにするため、準備行為として予算成立前に公募を行うものである。令和7年12月議会における予算の議決が前提であり、場合によっては内容等が変更になることがある。

提案者は、参加意向申出書兼参加に関する誓約書の提出をもって、上記のほか、 実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

- (2) 一の提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

- (5) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。ただし、個人情報のほか提案者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより提案者に不利益を与える恐れがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。この場合、公開することにより提案者に不利益を与えるおそれがある情報については、提案者の意見を聴いて公開の可否を判断する。
- (7)提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指 名停止措置を行うことがある。

13 所管課(問い合わせ先)

山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当

住 所: 〒753-8650 山口市亀山町2番1号(2階)

電話番号: 083-934-2756

E-mail: kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

別紙1 委託料上限額の積算について

5年間の委託料上限額 112,386,000円

項目	金額	内訳	積算	ī	説 明
人件費	51,551,500 支援員·補助員丿	支援員·補助員人件費	時給 × 1,644.5 時間×	4 人 × 5 年 (平日)	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の定めるところにより、支援の単位が2の本施設では4人以上の配置が必要。
			時給 × 561.0 時間×	2 人 × 5 年(土曜)	土曜日は支援の単位が1(2人配置)を想定。また、賃金単価 山口市会計年度任用職員賃金単価を参考に算出。令和7年原 賃金単価1,245円を基本とし、増額を見込む。
	1,205,100	支援員·補助員時間外	時給 × 30 時間×	6 人 × 5年	
	709,670	引継ぎ加算	時給 × 106 日×	5 年	長期休業中等で午前中から開所する日については、職員の交 代に伴う引継ぎ
	7,873,635	賃金改善手当	119 円× 2,205.5 時間×	6 人× 5 年	都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課 後児童クラブ支援員に対して支給する
	3,960,000	処遇改善手当	11,000 円× 6 人役× 1	2 月× 5 年	放課後児童クラブに勤務する者(事務員等含む)で、就業規則 等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じた もので計算
	2,410,200	代替職員賃金	時給 × 6 人× 6	0 時間× 5 年	職員の有給休暇等の際の代替職員人件費
	29,531,645	障がい児受入人件費 (職員の追加配置)	時給 × 2,205.5 時間×	2 人× 5 年	障がい児の受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置 (本指定管理者募集にあたっては、障がい児3人を想定
	7,920,000	社会保険料等	22,000 円× 12 月× 6	人× 5 年	
	0	光熱水費	0 円×	5 年	電気、上下水道、ガス代 ※山口児童館が支出するため不要
	276,000	電話代	4,600 円× 1	2 か月 × 5 年	
	332,000	活動費	33,200 円×	2 支援の単位 × 5 年	職員の研修参加等に係る経費
運営費	4,425,000	教材費	50 円× 60 定員× 29	5 開所日 × 5 年	
	351,000	スポーツ保険料		0 人)+ 2 人) × 5年	
	619,200	職員健康診断料	10,320 円× 1	2 人 × 5 年	
	120,000	インフル予防接種補助	2,000 円× 1	2 人 × 5 年	
運営雑費	1,100,500		220,100 円 ×	5 年	運営雑費等
合計	112,386,000	*千円未満切り上げ			

別表 大殿小学校区放課後児童クラブ運営業務委託 企画提案書評価基準

評価項目			評価の視点	審査書類	評点
大項目 小項目		·項目			
(1)平等な利用	平等な利用		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な	提案書	10点満点
を確保すること			理由なく利用を拒んだり、優遇したりするおそ		
ができるもので			れはないか。		
あること					
(2)施設の効用	施設の効用 本プロポーザルに応募した		・事業運営に対する姿勢は意欲的か。	提案書	5満点
を最大限に発揮	発揮 動機		・施設の公益性を認識しているか。		
できる能力を有	施設の設置目的を理解し、		・施設運営の基本理念は確立されているか。	提案書	15満点
していること	明確な運営方針を持ってい		・施設の運営目的を反映した運営方針となってい		
	ること		るか。		
			・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映さ		
			せる運営方針となっているか。		
	利用者へ	年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能	提案書	15満点
	の適切な		する計画となっているか。		
	サービス	平日の活動内	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容とな	提案書	10満点
	を提供す	容	っているか。		
	るための	土曜日・長期	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっ	提案書	10満点
	事業提案	休業中の活動	ているか。		
	がなされ	内容			
	ていること	支援の必要な	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行	提案書	15満点
		児童への対応	えるか。		
		児童の衛生管	・感染症予防、熱中症対策、食中毒防止のための	提案書	15満点
		理、体調管理	取組がなされているか。		
	地域・学校・山口児童館・そ		・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がな	提案書	10満点
	の他関係機関との連携が図		されているか。		
	られていること				
(3)施設の管理)施設の管理		・経費縮減が図られているか。	見積書	5満点
経費の縮減が図	費の縮減が図		・経費の積算は適切になされているか。		
られること			※ <u>委託料上限額を上回る見積額で提案された場</u>		
			合は失格とします。		
(4)施設の適切	安定した運営を行うための		・応募者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	10満点
な管理運営を安	財政的基盤				
定して行う能力	日常の事故防止や防犯、防		・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られ	提案書	10満点
を有しているこ	を有しているこ 災対策が十分		ているか。		
ح	となっていること		・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体		
			制となっているか。		
			・個人情報の取扱いを適切に行える体制となって		
			いるか。		

	合計	200点		
		取組が提案されているか。		
		がい福祉、子育て支援などについて連携した		
きること		・放課後児童クラブだけではなく、高齢者福祉、障		
の貢献が期待で	提案があること	か。		
(5)市の施策へ	市の施策を踏まえた事業	・事業者独自の取組が市の施策へ貢献している	提案書	10満点
	運営実績があること	実績があるか。		_
	同種施設、類似施設での	・放課後児童クラブ、その他児童福祉施設の運営	提案書	15満点
	なされていること	ているか。		
	人材育成のための取組が	・研修計画や人材育成方針に沿った取組がなされ	提案書	15満点
	人員を配置していること	るか。		
	職員体制は基準に沿って	・安定的な運営が可能となる人員配置となってい	提案書	10満点
	る体制となっていること	・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。		
	望に対し適切に対応でき	か。		
	保護者等からの苦情、要	・適切に対応できる苦情処理体制がとられている	提案書	10満点
		はなされているか。		
	こと	・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮		
行える体制となって		るか。		
	施設の維持管理を適切に	・施設の維持管理を適切に行える体制となってい	提案書	10満点